

指定管理者制度導入施設の将来ビジョン

施設名	大分県長者原園地
所在地	玖珠郡九重町田野255-7
県の所管部局(課・室)	生活環境部自然保護推進室
設置年月日	平成10年7月1日(設置から24年9か月)※令和4年4月1日現在
設置目的	県民及び県下を訪れる観光客に健全な休養の場を与え、もって健康の増進と福祉の向上を図る。
指定管理期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

【検討結果】

施設の今後のあり方

	存続 (利活用)	存続 (整理統合)	移譲
理由	・自然景観や生態系の保全の推進等を目的とした本施設は、令和元年度に九重町に移譲した長者原オートキャンプ場との一体的な管理が望ましいため、九重町への移譲を行う。		

ビジョンの設定期間

ビジョンの設定期間	令和5年度～令和14年度
-----------	--------------

移譲の場合

1. 移譲までの目指すべき施設像及び利用者像等

目指すべき施設像	・阿蘇くじゅう国立公園内の豊かな自然に触れ、生物多様性の大切さや自然環境保全の重要性を認識する機会となる施設。 ※移譲までの間は、国立公園を訪れた方が散策するなど自然に親しみつつ休憩できる場所として管理	
目指すべき利用者像	福岡・熊本からのアクセスの良さも活かした県内・県外在住者 ※移譲までの間は、自然に触れる機会を求める、次のような当施設・近隣施設の利用者を想定 ①キャンパー、登山者 ②自然愛好家 ③サイクリスト ④ワーケーション利用者	
定量的目標達成指標	①	国立公園内の一部として捉え、園地単独での定量的目標は設定しない。
定性的目標達成指標	①	自然環境の適正な維持管理、施設利用者の安全性・快適性の維持のため、最低限の施設整備を行う。

2. 移譲までの課題とその解決策、実施方法・実施時期（解決への優先順に記載）

課題1	施設管理に関する課題
	駐車場の舗装など長者原園地内の施設が傷んできている。
対応策	安全な駐車場利用のための舗装補修や、快適な園内散策のための草刈り等を実施する。
実施方法・実施時期	<ul style="list-style-type: none">・ R 4 定期的な草刈りの実施・ R 5 駐車場の舗装補修等の長者原園地内施設の施設整備を実施